

◆ 登録政治資金監査人登録抹消申請書を提出していただく必要のある方

下記の「登録政治資金監査人登録抹消届出書を提出していただく必要のある方」に該当しない方で、自らの意思で登録政治資金監査人の登録の抹消を希望するときは、登録政治資金監査人登録抹消申請書を提出する必要があります。

【提出書類】

登録政治資金監査人登録抹消申請書

→ 記入方法は、「登録政治資金監査人登録抹消申請書記入例」 等をご参照ください。

※ 登録抹消に当たっては、当委員会が交付した登録政治資金監査人証票を返還していただく必要があります（証票のイメージは下記参照）。

なお、登録政治資金監査人証票を亡失した場合は、登録政治資金監査人証票亡失届出書を提出していただく必要があります。詳しくは「登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書記入例」 等をご参照ください。

◆ 登録政治資金監査人登録抹消届出書を提出していただく必要のある方

下記のいずれかに該当することとなったときは、本人、法定代理人又は相続人は、登録政治資金監査人登録抹消届出書を提出する必要があります。

(1) 弁護士、公認会計士又は税理士のいずれにも該当しなくなったとき

- ① 本人が死亡したとき
- ② 本人の申請（士業の廃業）により士業の登録を抹消されたとき
- ③ その他の事由（業務禁止等）により士業の登録を抹消されたとき

(2) 政治資金監査報告書への虚偽記載又は秘密保持義務違反により刑に処せられたとき

(3) 懲戒処分により士業団体から業務停止の処分を受けたとき

【提出書類】

・登録政治資金監査人登録抹消届出書

→ 記入方法は、「登録政治資金監査人登録抹消届出書記入例」 等をご参照ください。

・法定代理人又は相続人であることを証する書類（本人以外が届出をする場合）

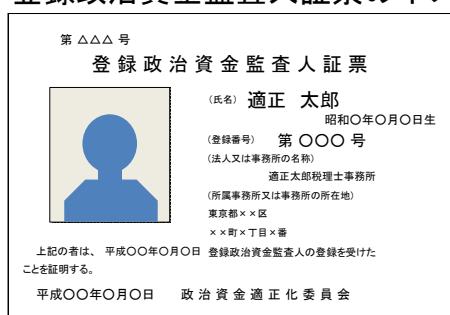
<例> 法定代理人…登記事項証明書（原本）、相続人…本人の死亡時の戸籍謄本（原本）

→ 詳細は、政治資金適正化委員会事務局までお問い合わせ下さい。

※ 登録抹消に当たっては、当委員会が交付した登録政治資金監査人証票を返還していただく必要があります（証票のイメージは下記参照）。

なお、登録政治資金監査人証票を亡失した場合は、登録政治資金監査人証票亡失届出書を提出していただく必要があります。詳しくは「登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書記入例」 等をご参照ください。

◆ 登録政治資金監査人証票のイメージ



← 実際のサイズ：縦6.4cm、横9.1cm

(記入例)

①～⑤の記入方法は、「登録政治資金監査人登録抹消申請書記入要領」をご参照ください。

登録政治資金監査人登録抹消申請書

① 令和〇〇年××月△△日

政治資金適正化委員会 殿

②	住 所	東京都〇〇区〇〇町 〇〇丁目〇〇番
③	事務所所在地等	東京都××区××町 ×丁目×番
④	(登録番号第〇〇〇号)	登録政治資金監査人氏名 適正 太郎
⑤		

政治資金規正法第19条の23第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録の抹消を申請します。

(注)「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

登録政治資金監査人登録抹消申請書記入要領

- ① 申請年月日を記入してください。
- ② 登録している住所を記入してください。
- ③ 登録している事務所の所在地等を記入してください。なお、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合は、所在地の下に法人の名称を併せて記入してください。
- ④ 登録政治資金監査人の登録番号を記入してください。
- ⑤ 登録政治資金監査人本人が記入してください。